

遠別町看護師人材確保促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遠別町看護師人材確保促進条例（令和8年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の貸付けの申請)

第2条 条例第2条の規定による修学資金の貸付けを受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 合格通知書、入学許可書の写し又は在学証明書
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍全部事項証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 別記第2号様式の誓約書
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書

2 町長は、前項のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(就業準備金の貸付けの申請)

第3条 条例第3条の規定による就業準備金の貸付けを受けようとする者は、別記第3号様式の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 看護師国家試験の合格証書の写し
 - イ 看護師免許の写し
 - ウ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に該当する者となる見込みであることを証する書類の写し
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍全部事項証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 別記第2号様式の誓約書
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書

2 町長は、前項のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(修学資金又は就業準備金の貸付けの決定)

第4条 町長は、前2条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けするかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、貸付けをすると決定した者（以下「貸付決定者」という。）に対してはその旨を、貸付けをしないと決定した者に対しては、その理由を付して別記第4号様式の貸付決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(就労奨励金の交付の申請)

第5条 条例第4条の規定による就労奨励金の交付を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書に、町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(就労奨励金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付するかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、交付をすると決定した者に対してはその旨を、交付しないことを決定した者に対しては、その理由を付して別記第6号様式により通知するものとする。

(修学資金の貸付及び借用証書)

第7条 修学資金は、貸付決定者の在学期間中、条例第5条に定める額を毎月交付する。

2 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付けが終了したとき又は条例第10条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、別記第7号様式の借用証書を町長に提出しなければならない。

(就業準備金の貸付及び借用証書)

第8条 就業準備金は、条例第6条に定める額を交付する。

2 貸付決定者は、就業準備金の貸付けを受けたときは、別記第7号様式の借用証書を町長に提出しなければならない。

(就労奨励金の交付)

第9条 町長は、第6条の規定により就労奨励金の交付を決定した者に対し、条例第7条に定める額を交付するものとする。

(届出)

第10条 修学資金及び就業準備金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)又は連帯保証人は、返還を免除されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、別記第8号様式により速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。

(2) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け又は復学したとき。

(3) 借受者が養成機関を退学し又は卒業したとき。

(4) 連帯保証人が死亡したとき又は破産、失踪その他の事情により、その適性を失ったとき。

(返還債務の免除)

第11条 条例第11条第1項又は第12条の規定により、貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、別記第9号様式の申請書にその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、別記第10号様式の通知書により申請者に通知するものとする。

(返還金の納付)

第12条 条例第13条及び第14条の規定による貸付金の返還は、町長の発する納付書により指定の期日までに納付するものとする。

(返還の猶予)

第13条 条例第15条第2項の規定により、貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、別記第12号様式の通知書により申請者に通知するものとする。

(返還債務の減免)

第14条 条例第16条の規定により貸付金の返還の債務の減免を受けようとする者は、別記第13号様式の申請書にその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、別記第14号様式の通知書により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。